

2024年
10月1日
第488号



JR東海労

http://jrtoukairou.sakura.ne.jp/



〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5

TEL 03-3201-0350 FAX 3201-0351

Eメール jrtoukairou@yahoo.co.jp

J R 東海労働組合

発行人 淵上 利和
編集人 高山 浩



除名撤回！組織展望は俺たちの手で！ 怒りの9・12集会開催

JR東海労は9月12日、東京都内で「JR東海労の組織強化・拡大を勝ち取るための9・12集会」を開催しました。JR総連は同日、第41回臨時大会を開催し、統制委員会の答申に基づき、JR東海労「除名」の不当処分を決定したのです。淵上委員長は、挨拶で「統制委員会が設置されて以降、このような事態にさせないために闘ってきた。臨大の総括答弁で、除名処分の核心は『JS労の二重加盟』と言った。JR総連の見解はJS労は一般労組であり、認めないということである。また、共済などが不利益になるような答弁を行ったが、JR東海労は組合員が不利益にならないための取り組みを行っている。今後JR総連は、JR東海労からの脱退策動を行うことが予想されるが、断固跳ね返そう。下を向くことなく、職場から闘いを展開しよう」と訴えました。

続いて、来賓のJS労柳楽委員長は「組合員の名前も人数も知らなくて一番困るのは会社だ。JR総連は会社の立場だ。連合は『集団的労使関係のない労働者の組織化が必要だ』との見解である」と挨拶しました。JR総連臨時大会の報告、質疑応答を行いました。質疑では「共済に不安を持っている組合員と

議論する」「昨年の関西での9・10集会で山口委員長は、二重加盟について『会社から信用しても『会社から信用しても』と挨拶した。どちらの立場なのか。私たちが変な道には行かない」と述べた。意見が出されました。最後にアピールを全体で確認し、除名処分を許さず、JR東海労の組織展望を切り拓く闘いを展開することを意思統一しました。

第5回団交(9月4日) 今団体交渉では、乗務割交番作成規程、ワンマン列車の労働時間、新しい人事・賃金制度の見直し、各種手当などについて議論しました。現行の乗務員勤務は、拘束時間や労働時間が疲労の限界を超えている状況にあることから、組合は緩和する要求をしています。また、在宅休養時間の拡大も要求しました。組合は「疲労により安全が疎かになる」などと主張しましたが、会社は「規程に則って作成している。現行の規程で問題はない」として、対立しました。ワンマン列車の乗務は、

「私たちは先頭で闘ってきた。JR東海労は組合員が解雇されたが、闘い方に疑問がある」「除名のシナリオがあり、いろいろなことを言ってきたのではないか」などの意見が出されました。最後にアピールを全体で確認し、除名処分を許さず、JR東海労の組織展望を切り拓く闘いを展開することを意思統一しました。

しかし、会社は「業績を大きく下回る結果となった場合だ。撤回する考えはない」との回答を変えず、対立しました。各種手当について、組合は「春闘での賃上げは世間水準を大きく下回った。手当で補うしかない。特に若い社員は賃金が上がらず不満が出ている」などと主張しました。しかし会社は、令和2年の賃金改訂を理由に、一切改善する考えは示しませんでした。また、特に組合は祝日手当の復活について「業務量が普段と違う。特殊性を認める」と迫りましたが、会社は「割増賃金(C、D単価)を

増やし平等化した」と、特殊性を認めず、対立しました。第6回団交(9月10日) 今団交では、リニア建設、新幹線開業60周年記念特別手当、福利厚生などについて議論しました。

リニア建設について、本部は「資金調達も返済計画も明らかにできないことは、健全経営ではない」という証左だ。経営破綻は確実だ。直ちに建設を中止せよ」などと主張しました。しかし、会社は「二重系化し大動脈輸送を担うことが当社の使命だ。健全経営・安定配当をしていく」などと、抽象的な回答に終始しました。また、工事による水源枯渇や有害物質検出、高速長尺先進ボーリング、大量流水対策、枯渇した場合の補償、2027年以降に完了する工区などの質問に、会社が一切回答しなかったことについて、本部は「回答になっていない。真面目に回答せよ」と主張しました。しかし、会社は「誠意をもって回答した。これ以上の詳細なことは差し控える」として対立しました。

新幹線開業60周年記念として、1人10万円の特別手当を要求しました。本部は「この間、安全・安定輸送を担ってきた社

員に対し、感謝の気持ちを目に見える形にせよ」と主張しました。しかし、会社は「60周年問わず、様々な形で労働条件向上を不断に行い社員に努力に込めている」として対立しました。

第8回団交(9月24日)

今団交(再申し入れ)では、新幹線乗務員の乗務員勤務制度に基づく交番作成について、専任社員の勤務形態、正月三が日の祝日手当について、2期連続D判定での降格・降職の制度について、リニア建設、新幹線開業60周年の特別手当などについて議論しました。

新幹線乗務員の乗務員勤務制度に基づく交番作成について、組合は「労働時間が16時間、長いもので17時間、拘束時間が26時間を超える行路が多数ある。交番作成規程に違反する。疲労状態で乗務している。安全上でも問題だ。会社は交番作成規程を遵守せよ」などと主張しました。

また、台風10号による勤務手配、乗務員の運用、労働時間などについて、現場で発生した問題点をだし、会社に改善や対策を迫りました。

第7回団交(9月13日)

今団交で、会社より、①フレックスタイム制の拡大、②移転休暇の分散付与、③看護休暇の対象拡大、④「配偶者」の定義拡大、⑤遺体等処置時の報労金(大型動物)の金額見直し、⑥家族用住宅への宅配BOX新設、⑦一般住宅補給金の支給移転費用の見直しについて回答が示されました。

組合は、JR東海労が申し入れた要求が何一つ解決されていないとして、その場で再申し入れを行いました。

し入れ(「申第7号」)を行い、その場で団体交渉を行いました。

組合は、「全ての労働

袴田さんに無罪判決!

組合員・OBが支援行動に参加

清水こがね味噌事件の再審公判が9月26日、静岡地裁で開廷され、袴田巖さんの無罪判決が言い渡されました。当日、裁判所前の道路を埋め尽くすほど、全国から支援者・支援団体が結集しました。そして、全体で無罪判決を喜び合いました。

JR東海労は、静岡地本を中心に「浜松 袴田巖さんを救う市民の会」との連携を強化し、スタンディング行動、ビラ配布行動、裁判所や検察への要請行動、署名行動などを連続して取り組み、昨年10月29日には、JR東海労主催の集会を開催

組合が同じ条件で協約を締結しなければならぬという決まりはない。申し入れ通りにせよ」と主張しましたが、会社は「どの組合も同じ条件で締結してきた」などと頑なに拒否しました。



強制出向裁判不当判決を許さず、職場から闘う!

下茂春美さん、西三喜夫さん、前田稔さんが出向命令の無効を求め提訴した強制出向裁判で、大阪地裁は9月18日、不当判決を下しました。

裁判所は、就業規則に基づく出向命令、出向の必要性はコロナ禍での余剰人員発生で、54歳原則出向制を適用したわけではなく、人選は年齢を基準にしており合理性がある、経済的不利益や組合活動への制約は一定程度生じているが「著しい」不利益ではない、専任社員契約には同意した、な



偽装休憩は許さない! 浦谷さん提訴!

新幹線関西地本の浦谷幸二さんは9月17日、昨年1月25日の大雪による大幅な列車遅延により、9時30分の出勤から21時57分まで12時間以上に亘り、拘束され 休憩時間が全く与えられず、食事が摂れない状態にあり、肉体的・精神的苦痛を強いられたとして、大阪地裁に提訴しました。

この間、新幹線に限らず列車遅延時の乗務員の勤務は、運転台や行き先地で拘束され続け、長時間労働が罷り通っています。

浦谷さんは、新大阪に安全配慮や健康のために必ず労働時間の途中で休憩時間を付与しなければなりません。

浦谷さんは、新大阪に帰着してから退勤点呼終了後の20時57分から1時間の待機を強要(仕事が終わったにもかかわらず、あたかも休憩時間を与えたように偽装)されました。浦谷さんは、偽装された休憩時間分や慰謝料などを含め、合計19万4,440円の支払いを請求しました。

運輸所に復帰するぞ! 淵上裁判結審

淵上さん運輸所復帰裁判控訴審口頭弁論が9月5日、東京高裁で開催され、結審しました。

東京地裁判決は、労働協約がなくても会社が出向命令を出すことを認め、淵上さんが簡易苦情申告をしているにもかかわらず、会社は淵上さんの意向はわからないと認定するなど、極めて反動的なものでした。淵上さんは、このような反動判決を許さないために控訴しました。

弁論後の集会で淵上さん